

(広報資料)



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

令和4年12月14日
京都市保健福祉局
担当：健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
電話：075-213-5871
担当：障害保健福祉推進室
電話：075-222-4161

高齢者・障害者施設に対する物価高騰対策支援金の支給について

この度、京都市では、長引くコロナ禍に引き続く原油価格・物価高騰に直面する中で、高齢者・障害者施設が安定的な運営を行えるよう、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）」を活用し、下記のとおり、物価高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）を支給しますので、お知らせします。

記

1 対象施設・事業所

(1) 高齢者施設・事業所

以下のサービス種別に該当する高齢者施設・事業所

○入所系（約640施設）
特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、ケアハウス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
○通所系（約970施設）
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション
○訪問系（約4,150事業所）
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

※ 各施設及び事業所における、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業も対象とする。

(2) 障害者施設・事業所

以下のサービス種別に該当する障害者施設・事業所

○入所系（約160施設）
療養介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助
○通所系（約500施設）
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、地域活動支援センター（デイサービス）、日中一時支援
○訪問系（約2,000事業所）
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、移動支援、訪問入浴サービス
○その他
重度障害者等包括支援

2 支給対象期間

令和4年12月から令和5年3月までの4か月間分

3 支給額（総額約5億円）

高齢者・障害者施設の運営費のうち、物件費相当分に対し、物価上昇率を乗じた額を支援金として支給します。

<算定式>

運営費（月）（※1）×物件費割合（※2）×物価上昇率1.9%（※3）×4か月

※1 本市が過去の請求実績等から算出します。

※2 国資料（介護給付費分科会等）に基づき、サービス種別ごとに設定

<高齢>

- ・55%…特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、ケアハウス、短期入所療養介護、通所介護、地域密着型通所介護
- ・45%…認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問リハビリテーション
- ・30%…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

<障害>

- ・ 45%…就労継続支援A型、就労継続支援B型
- ・ 40%…短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域活動支援センター（デイサービス）、日中一時支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、移動支援、訪問入浴サービス、重度障害者等包括支援
- ・ 35%…療養介護、施設入所支援
- ・ 20%…共同生活援助

※3 京都市の消費者物価指数（総合）の令和4年1月から9月までの平均値（1.9%）

4 支給条件

以下、全ての条件を満たすこと。

- ① 令和4年11月1日時点で、施設・事業所として運営していること
- ② 支援金は、施設・事業所のサービス提供に係る運営経費（人件費・食材費除く）として活用すること

5 支給方法

本市から対象の法人又は施設・事業所に対し、支援金に係る書類を郵送します。支援金の支給を希望し、請求書を御提出いただいた施設・事業所に対し、支援金を支給します。

6 スケジュール（予定）

12月中旬	対象の法人又は施設・事業所に制度周知の案内を送付
12月下旬 ～1月上旬	対象の法人又は施設・事業所に支援金に係る書類を送付
1月中旬	対象の法人又は施設・事業所からの請求書受付
1月下旬 以降順次	請求書に基づき支援金を順次支給

※ 令和4年5月2日以降に事業者指定を受けた事業所については、スケジュールが異なりますので、別途お知らせします。